レイアウト検討対象の帳票について1/2

- 一人の者が複数の市町村から交付を受ける可能性があるものが多いと考えられる帳票については、レイアウトを定めることで、住民への利便性向上に繋がります。
- したがって、現在「実装すべき帳票」として要件化している帳票のうち、以下帳票については、レイアウトを定める方針といたします。

帳票No.	帳票名称	「実装してもしなくても良い項目」の例
No.1	土地(補充)課税台帳 (閲覧用)	No.28「(都市計画税)課税標準額」など
No.7		No.32「(都市計画税)課税標準の特例措置による軽減額」など
No.31,32	償却申告案内	No.14「前年度の評価額」など
No.33	申告はがき	No.20「種類別明細書の種類」など
No.36~38	償却資産の申告について (催告)	No.4「発送日」など
No.58	名寄帳兼(補充)課税台帳	No.19「登記名義人氏名又は名称」など

レイアウト検討対象の帳票について2/2

帳票No.	帳票名称	「実装してもしなくても良い項目」の例
No.62	更正価格決定通知書	No.23「更正前の地目」など
No.63	更正賦課決定通知書	No.19「共有代表者氏名又は名称」など
No.71~	各種納税通知書	No.42「(都市計画税)課税標準額の総額」など
No.74	課税明細書	No.21「小規模住宅用地地積(㎡)」など
No.76,77	公課証明書	No.41「相当税額」など
No.78	評価証明書	No.35「(家屋)持分割合」など
No.79	課税証明書	No.21「相当税額」など
No.80,81	資産証明書、無資産証明書	No.14「登記氏名又は名称」など
No.84	滅失証明書	No.14「建築年月日」など
No.90	減免決定通知書	No.15「減免前の年税額」など
No.92	償却資産証明書	No.4「特別区名又は行政区名」

レイアウトを定める上での課題

- レイアウトを定める上で、帳票の印字項目に「実装してもしなくても良い項目」があることで、当該項目を実装する団体と実装しない団体で帳票レイアウトが異なります。
- 上記のような事例は、「実装してもしなくても良い項目」の数だけ発生することとなり、住 民利便性の向上に繋がりません。
- したがって、「実装してもしなくても良い項目」の取り扱いを、以下の3通りに分類し、今回WTにおける検討の基準とさせていただきます。

ケース	現行	取り扱い	留意点
1		「必須項目」とする	全団体で印字する必要性 (空欄とすることも可能)
2	実装しても しなくても 良い項目	印字項目から削除する	削除する項目を必要とする 場面がないか要確認 (他帳票で代替可能であれば削除か)
3		備考欄に印字する 項目とする	同欄に複数項目が混在することで 分かりにくくなる可能性

[※]都市計画税については、課税していない団体もあり、全団体において「実装すべき項目」とすることは不合理であるため、「都市計画税関連の項目がある帳票」を別途定めることといたします。